

那覇市公報

第 1 6 6 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市津波避難ビル条例の施行期日を定める規則 (総務課)	748
-------------------------------	-----

◇告 示◇

○平成 28 年 (2016 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課)	749
○随意契約の公表について (締結後) (クリーン推進課)	750
○随意契約の公表について (締結後) (クリーン推進課)	751
○平成 28 年度市政功労者の表彰について (秘書広報課)	752
○地籍調査の実施について (地籍調査課)	754
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課)	755
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課)	756
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について (保護管理課)	757
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について (保護管理課)	758
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課)	759

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について (保護管理課)	760
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課)	761
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課)	762
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課)	766

◇ 公 告 ◇

○那覇市津波避難ビル清掃業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について (総務課)	767
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)	770
○那覇市津波避難ビル昇降機保守点検業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について (総務課)	771
○那覇市役所真和志庁舎自治会会議室空調機の新替工事に関する制限付一般競争入札の実施について (管財課)	774
○住民票の職権消除の公示について (市民課)	775
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課) ..	776

◇ 上下水道局規程 ◇

○那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程	781
---------------------------------	-----

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	783
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	784
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	785

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1660 号の正誤.....	786
------------------------	-----

規 則

那覇市規則第37号

平成28年 5 月12日

公 布 済

那覇市津波避難ビル条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市津波避難ビル条例の施行期日を定める規則

那覇市津波避難ビル条例(平成28年那覇市条例第 4 号)の施行期日は、平成28年 5 月14日とする。

告 示

那覇市告示第 104 号

平成 28 年 5 月 13 日

掲 示 済

平成 28 年 (2016 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 28 年 (2016 年) 5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 招 集 の 日 平成 28 年 5 月 24 日 (火)

2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

3 付 議 事 件 名

(1) 那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

(2) 平成 28 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号)

(3) 平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(4) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)

(5) 専決処分の報告について (車両物損事故)

(6) 専決処分の報告について (車両物損事故)

那覇市告示第 105 号
平成 28 年 5 月 13 日
掲 示 済

随意契約の公表について（締結後）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

公告結果

件名	随意契約の公表について（締結後）
業務名	平成 28 年度びんの選別処理業務委託
告示日	平成28年 3 月18日
告示期間	平成28年 3 月18日から平成28年 3 月29日
提出期限	平成28年 3 月18日から平成28年 3 月29日まで
契約締結日	平成28年 4 月 1 日
契約相手方	那覇市首里石嶺町 4 丁目 373 番 1 号 （沖縄県総合福祉センター内西棟 4 階） 一般財団法人 沖縄県セルプセンター 理事長 金 城 幸 範
契約金額	¥18,630,000—
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する要綱に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として認定されているため。

那覇市告示第 106 号
平成 28 年 5 月 13 日
掲 示 済

随意契約の公表について（締結後）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

公告結果

件名	随意契約の公表について（締結後）
業務名	平成 28 年度クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
公告日	平成28年 3 月18日
公告期間	平成28年 3 月18日から平成28年 3 月29日
提出期限	平成28年 3 月18日から平成28年 3 月29日
契約締結日	平成28年 4 月 1 日
契約相手方	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号（なは市民協働プラザ 3 階） 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター 理事長 上 原 郁 夫
契約金額	¥2,363,688—
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、高齢者等雇用に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合、若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター、若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者として認められるため。

那覇市告示第 113 号

平成 28 年 5 月 20 日

掲 示 済

平成 28 年度市政功労者の表彰について

平成 28 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

登録番号 425 号

氏 名 あ し とみ ちょうしょう 安次富 長 昭（85 歳）

功績概要 琉球大学教授を務める傍ら、伝統工芸に関する出版、講演活動を行うとともに、沖縄審査員、沖縄県工芸産業審議会など芸術関係の要職を歴任する。那覇市文化協会の設立にも携わり、同協会の顧問も務め、本市の芸術文化の振興に大きく貢献。

登録番号 426 号

氏 名 おおしろ み ち こ 大城 美智子（75 歳）

功績概要 32 年の長きにわたり、那覇市青少年指導員として献身的に青少年の健全育成活動に尽力。那覇市青少年問題協議会委員、那覇市社会教育委員などの審議委員や沖縄県青少年育成県民会議副会長を努めるなど、本市の青少年健全育成の発展に大きく貢献。

登録番号 427 号

氏 名 き し ゃ ば もりかつ 喜舎場 盛勝（84 歳）

功績概要 沖縄伝統太鼓協会の発足など伝統芸能の継承発展に尽力し、国指定重要無形文化財「組踊」「琉球舞踊」保持者にも認定される。さらに、沖縄芸能協会会長、那覇市文化協会顧問など芸能関係の要職を歴任し、本市の芸術文化の振興に大きく貢献。

登録番号 428 号

氏 名 てるや こうえい 照屋 幸榮 (75 歳)

功績概要 長年にわたり剛柔流空手の修行・研鑽を積み、那覇市空手道連盟の設立にも携わる。同連盟の相談役、沖縄県空手道連盟会長、沖縄伝統空手道振興会副会長などを歴任し、世界に誇れる伝統空手の保存、継承に尽力。本市の伝統文化の振興に大きく貢献。

登録番号 429 号

氏 名 ながやま きよし 永山 潔 (71 歳)

功績概要 昭和 59 年から 28 年間にわたり、那覇の三大祭りの一つである琉球王朝祭り首里古式行列の統制員責任者を務め、伝統文化の継承に尽力。また、首里石嶺町北翔会会長、首里振興会理事長を歴任し、本市の地域振興および観光振興の発展に大きく貢献。

登録番号 430 号

氏 名 はままつ ひろし 濱松 宏 (86 歳)

功績概要 那覇市立若狭小学校の学校医として 20 年務め、乳幼児健診、予防接種事業に積極的な協力を惜しまず、保健指導、衛生教育等の健康増進に尽力。また、那覇市医師会において医療環境の整備に尽力し、本市の健康福祉の増進に大きく貢献。

登録番号 431 号

氏 名 ひ が すすむ 比嘉 晋 (65 歳)

功績概要 狭い土地を有効活用した都市地区での農業振興に思いを懸け、農業生産力の発展に寄与。平成 8 年 10 月から現在まで那覇市農業委員を 6 期 16 年 7 ヶ月務め、その間 12 年にわたり、同委員会の会長の要職を歴任し、本市の農業振興、発展に大きく貢献。

登録番号 432 号

氏 名 ふくじ さだこ 福治 貞子 (74 歳)

功績概要 昭和 41 年に教職に就き、退職後も学習ボランティア、教育指導員を努め、地域の教育力向上に尽力。また、首里儀保町自治会長、首里自治会長連絡協議会会長、那覇市自治会長会連合会会長を歴任し、本市の協働によるまちづくりの発展に大きく貢献。

登録番号 433 号

氏 名 め かる はる お 銘 莉 春 雄（82 歳）

功績概要 昭和 32 年に教職に就き、学校教育に尽力。退職後、那覇市社会福祉協議会会長、那覇市協働によるまちづくり推進協議会会長を歴任し、教育、福祉など様々な分野の団体との連携支援、普及活動に尽力。本市の協働によるまちづくりの発展に大きく貢献。

那覇市告示第 114 号

平成 28 年 5 月 20 日

掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第六条の四第 1 項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 事業計画が公示された年月日 | 平成 28 年 4 月 15 日 |
| 2 | 調査を実施する者の名称 | 那覇市 |
| 3 | 調 査 地 域 | 那覇市
（首里金城町 4 丁目及び繁多川 4 丁目の一部並びに字宇栄原、宇栄原 4 丁目、宇栄原 5 丁目及び宇栄原 6 丁目並びに識名 1 丁目、長田 1 丁目及び字寄宮） |
| 4 | 調 査 期 間 | 平成 28 年 5 月 20 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで |

那覇市告示第 129 号

平成 28 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
ゆらき薬局 天久店	有限会社 あおば	平成 28 年 3 月 1 日
那覇市天久二丁目 1 番 15 号 サザンリーフ 1 階		
いしわたファミリー歯科 クリニック	石渡研士	平成 28 年 4 月 8 日
那覇市牧志二丁目 19 番 9 号 コーポ山川 101		

那覇市告示第 130 号

平成 28 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
	あい薬局 小禄店	平成28年 1 月 5 日
管理者	澤野祐一（久高大地）	
	オアシス薬局	平成28年 4 月 1 日
管理者	前田峰伸（渡嘉敷彰）	
	緑 薬局	平成28年 3 月 16 日
管理者	仲宗根泰子（浜元洋子）	
	くがに薬局おもろまち店	平成28年 4 月 1 日
管理者	平川 綾子（嘉手川 育子）	
	保険薬局プラネットまかび	平成28年 4 月 1 日
管理者	屋良 大翼（宮城 貴子）	

那覇市告示第 131 号

平成 28 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
仲地産婦人科クリニック	平成 28 年 4 月 1 日
那覇市前島二丁目 22 番 8 号	

那覇市告示第 132 号

平成 28 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	再開年月日
所 在 地	
ふく薬局 開南バス停前店	平成 28 年 4 月 1 日
那覇市松尾二丁目 17 番 28 号	

那覇市告示第 133 号

平成 28 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
鏡原クリニック	医療法人銀河	平成28年4月1日
那覇市小禄一丁目 11 番 1 号		
浜松外科整形医院	濱松 宏	平成28年4月1日
那覇市若狭三丁目 3 番 17 号		
ゆらき薬局 天久店	有限会社 あおば	平成28年3月1日
那覇市天久二丁目 2 番 15 号 プラスコートB		

那覇市告示第 134 号

平成 28 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 51 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名	称	開設者	辞退年月日
所 在 地			
仲地産婦人科クリニック	医療法人	ももの会	平成 28 年 6 月 1 日
那覇市前島二丁目 22 番 8 号			

那覇市告示第 135 号

平成 28 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
居宅介護支援事業所 つじまち		平成 28 年 4 月 1 日
所在地	那覇市辻二丁目 27 番 1 号 (那覇市辻一丁目 9 番 25 号サンハイツ喜和 202)	

那覇市告示第 136 号

平成 28 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスあいなぎ (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市首里大名町 1 丁目 108 番地 1 ディアコート大名 1 階	
家族の手デイサービス石嶺 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市首里石嶺町 3 丁目 162 番地 1	
デイサービスセンター ていーだの森 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市安謝二丁目 23 番 29 号	

デイサービスハッピーライフ壺川 (通所介護) 那覇市壺川2丁目9番地12	平成28年3月31日
デイサービス ゆめ・いきいき (通所介護) 那覇市字仲井真240番地2	平成28年3月31日
指定通所介護事業所 ゆくいば (通所介護) 那覇市古波蔵一丁目30番1号	平成28年3月31日
デイサービスセンター 楽 (通所介護) 那覇市識名一丁目4番16号	平成28年3月31日
リハビリ特化型デイサービス リハビックス那覇店 (通所介護) 那覇市樋川二丁目13番12号	平成28年3月31日
リハビリ型デイサービス息吹 (通所介護) 那覇市真嘉比二丁目29番28号	平成28年3月31日
デイサービス なごみ倶楽部365 那覇首里 (通所介護) 那覇市首里石嶺町4丁目317番地	平成28年3月31日
通所介護 こまち (通所介護) 那覇市字天久798番地11 1階	平成28年3月31日
元気広場 識名 (通所介護) 那覇市長田一丁目4番2号 玉城ビル101	平成28年3月31日

ちゅらリハデイサービス (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市古島 2 丁目 26 番地 15 津嘉山ビル 1 階	
早稲田イーライフあいらんど安里 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市字安里 367 番地	
首里内科 デイサービス (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市首里久場川町 2 丁目 82 番地 18	
デイサービス・ヤングハート (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市具志二丁目 20 番 61 号	
まあるデイサービスセンター (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市三原一丁目 25 番 14 号	
こくば愛日和デイサービス (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市字国場 52 番地 1 階 1-A 号	
歩家デイサービス (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 236 番地 5	
デイサービス楚辺の家 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市楚辺一丁目 13 番 6 号 E マンション 1 階	
GENK I N E X T 那覇真地 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市字真地 156 番地 2 金城ハイツ 1 階	

GENK I N E X T 那覇松島 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市松島 2 丁目 1 番地 23 松島貸店舗 1 階	
デイサービス 古都 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市首里平良町 1 丁目 63 番地	
デイサービス 真玉橋 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市古波蔵四丁目 13 番 27 号	
デイサービス 安樹 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市首里末吉町 3 丁目 13 番地 1	
デイサービスおもろまちの小枝 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市安謝一丁目 2 番 5 号	
おきなわ介護リハビリセンターこはぐら (通所介護、介護予防通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市古波蔵三丁目 1 番 18 号 新城アパート 1 階	
鏡原クリニック (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理 指導)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市小緑一丁目 11 番 1 号	
ゆらき薬局 天久店 (居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)	平成 28 年 2 月 29 日
那覇市天久二丁目 2 番 15 号 プラスコート B	
株式会社 沖縄交通介護サービス (訪問介護)	平成 27 年 7 月 31 日
那覇市字安謝 192 番地	

那覇市告示第 137 号

平成 28 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
盛本圭介	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 28 年 3 月 29 日
こころ那覇鍼灸治療院	那覇市天久二丁目 20 番 24 号 コーポ 2000 302 号室	
田島信照	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 28 年 4 月 15 日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	

公 告

那覇市公告第 53 号

平成 28 年 5 月 9 日

掲 示 済

那覇市津波避難ビル清掃業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市津波避難ビル清掃業務委託
- (2) 履行場所 那覇市津波避難ビル（那覇市松山 2 丁目 22 番 1 号）
- (3) 業務内容 那覇市津波避難ビル清掃業務委託仕様書による
- (4) 契約期間 平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 14 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、本契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格を全て満たさなければならない。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 清掃業務において県知事登録業者であること。
- (3) 営業実績が 2 年以上あること。

- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日付総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (12) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (13) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第 2 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (15) その他市長が認める条件

3 入札説明会

- (1) 日 時 平成 28 年 5 月 16 日 (月)
午後 1 時 30 分受付開始 午後 2 時 00 分説明開始
- (2) 場 所 那覇市松山 2 丁目 22 番 1 号
那覇市津波避難ビル
※駐車場はございません。

4 質問及び回答

- (1) 質問期間 平成28年 5 月 16 日 (月) から平成28年 5 月 20 日 (金)
- (2) 質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部総務課市民防災室宛てに電子メールで提出すること。
※電話、口頭による質問対応は受け付けておりません。
- (3) 回答方法 平成 28 年 5 月 24 日 (火) までに仕様書の配布の受付を行った全事業者宛てに電子メールで回答する。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 28 年 5 月 27 日 (金)
午後 1 時 30 分受付開始 午後 2 時 00 分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 7 階 701 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書 (市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づく場合は免除することができる。

8 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市総務部総務課市民防災室まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表 (市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険 (労災・雇用) 加入証明書
- (7) 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) 加入証明書
- (8) 最低賃金遵守の誓約書 (市様式)
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格の証明の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市 総務部 総務課 市民防災室
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-861-1102

那覇市公告第 55 号

平成 28 年 5 月 10 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・25号小禄名嘉地線

2 施行者の名称 沖縄県

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(2) 期間 平成28年5月10日～平成30年3月31日

那 覇 市 公 告 第 5 8 号

平成 28 年 5 月 10 日

掲 示 済

那覇市津波避難ビル昇降機保守点検業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市津波避難ビル昇降機保守点検業務委託
- (2) 履行場所 那覇市津波避難ビル（那覇市松山 2 丁目 22 番 1 号）
- (3) 業務内容 那覇市津波避難ビル昇降機保守点検業務委託仕様書による
- (4) 契約期間 平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 14 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、本契約を変更又は解除することができるものとする。

- (6) 概 要
 - ①技術員による 3 か月に 1 回の巡回点検整備
 - ②監視診断装置による毎月 1 回の点検、又は技術員による毎月 1 回の巡回点検
 - ③不時の故障等が発生したときの対応及び点検修理
(24 時間体制)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格を全て満たさなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿に登録していること。

-
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
 - (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日付総務部長決裁)による。
 - (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
 - (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
 - (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
 - (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
 - (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
 - (9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
 - (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
 - (11) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 2 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
 - (12) 「昇降機検査資格者」資格を有する者が 3 人以上在職していること。
 - (13) その他市長が認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成 28 年 5 月 10 日(火) から平成 28 年 5 月 16 日(月)
午前 9 時 00 分から午後 17 時 00 分(12 時から 13 時を除く)
 - (2) 配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部総務課市民防災室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
- (1) 質問期間 平成 28 年 5 月 10 日(火) から平成 28 年 5 月 16 日(月)
 - (2) 質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部総務課市民防災室宛てに電子メールで午後 5 時 15 分迄に提出すること。
※電話、口頭による質問対応は受け付けておりません。
 - (3) 回答方法 平成 28 年 5 月 18 日(水)までに仕様書の配布の受付を行った全事業者宛てに電子メールで回答いたします。
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日 時 平成 28 年 5 月 23 日(月)
午後 1 時 30 分受付開始 午前 2 時 00 分入札開始
 - (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
-

6 入札時提出書類

- (1) 入札書 (市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づく場合は免除することができる。

8 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市総務部総務課市民防災室まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書 (市様式)
- (2) 業務実績表 (市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料 (市様式)
- (6) 労働保険 (労災・雇用) 加入証明書
- (7) 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) 加入証明書
- (8) 「昇降機検査資格者」の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市 総務部 総務課 市民防災室
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-861-1102

那 覇 市 公 告 第 6 9 号

平成 28 年 5 月 18 日

掲 示 済

那覇市役所真和志庁舎自治会会議室空調機を取替工事に関する制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

件 名 那覇市役所真和志庁舎自治会会議室空調機を取替工事

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を備えていなければ、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱で定める入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有していること。
- (4) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。
- (5) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (6) 「平成28年度那覇市物品入札参加資格者名簿」の業種「17 冷暖房器具及びガス器具類、厨房器具類」に掲載されており、那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在がある者

3 入札（現場）説明会の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年5月25日（水） 14時30分

(2) 場 所 那覇市寄宮2丁目32番1号

那覇市役所真和志庁舎地下 自治会会議室

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成28年 6 月 1 日 (水) 14時30分
(2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁 5 階会議室 (501)

5 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、那覇市契約規則第 8 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合は免除する。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 その他

入札参加希望者は、入札（現場）説明会に出席すること。また、説明会の場で配布する入札説明書等を熟読し、これを遵守すること。

9 お問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那 覇 市 公 告 第 71 号

平成 28 年 5 月 19 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 72 号
平成 28 年 5 月 20 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成28年 4月 1日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民文化部 ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境部 環境衛生課
業 務 の 名 称	あき地管理適正指導業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成28年 4月 1日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	市内に所在する不良状態にあるあき地の管理者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分。		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	那覇市あき地の適正化に関する条例第4条に基づき、市内に所在する不良状態にあるあき地の管理者に対し雑草の除去について必要な指導又は勧告を行うため、当該あき地管理者の住所又は連絡先を確認する。		
届 出 担 当 部 課	環境部環境衛生課 電話 951-1530		

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成28年 4月 1日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民文化部 ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境部 環境衛生課
業務の名称	ハブ衛生害虫等対策業務		
利用の区分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 平成28年 4月 1日 ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	ハブ捕獲器を設置する必要のあるあき地等の所有者等並びに、ハブの棲みかとなる可能性のある不適當構造物の所有者等の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分。		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	那覇市ハブ対策条例第10条に基づき、ハブ生息地域(あき地等)の所有者等に対して捕獲器等の設置の許可を得るため、及び同条第11条に基づく不適當構造物の補修等の勧告を行うため、所有者等の住所又は連絡先を確認する。 ねずみやゴキブリ等のそ族衛生害虫の発生場所の土地建物の所有者への環境衛生上の指導を行うため住所または連絡先を確認する。		
届出担当部課	環境部環境衛生課 電話 951-1530		

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成28年 4月 1日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民文化部 ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境部 環境衛生課
業 務 の 名 称	犬猫適正飼養推進業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成28年 4月 1日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	狂犬病予防法により登録されている飼い主及び犬猫に起因する相談の対象者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分。		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	畜犬管理システムに登録されている飼い主に対し、狂犬病予防注射接種等の通知文書を送付しているが、転居、転出等により通知文書が返戻となっている。飼い犬の飼育実態等の確認が必要なため、転居先、転出先等の住所または連絡先を確認する。又、市民相談の対象者に対し、動物の適正飼養の啓発を行う際の世帯状況の確認をする。		
届 出 担 当 部 課	環境部環境衛生課 電話 951-1530		

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成28年4月28日

那 覇 市 長 宛

建 築 指 導 課 長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	資産税課	目的外利用部課 又は提供先	建築指導課
業 務 の 名 称	建築基準法第8条に基づく建築物の維持保全業務等		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(通知する都度)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	・家屋所有者又は土地所有者の氏名及び住所 ・家屋又は土地の固定資産税納税通知書の送付先住所及び氏名		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1に該当) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理	「建築基準法第8条に基づく建築物の維持保全」について、建築物及び土地所有者へ通知するため。		
届 出 担 当 部 課	都市計画部 建築指導課 電話 951-3244 (内線2363)		

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 14 号
平 成 2 8 年 5 月 1 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第5条関係) 事務決裁基準表 [略] 部長決裁基準 (1) [略] ア～イ [略] (2)～(3) [略] [略]	別表第1(第5条関係) 事務決裁基準表 [略] 部長決裁基準 <u>(1) 管理者が処理することが相当であると認めるものを除く、要綱の制定改廃に関すること。</u> (2) [略] ア～イ [略] <u>(3)～(4)</u> [略] [略]
備考 1 改正後の欄中下線に対応する部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正前の欄中下線に対応する部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規程は、平成28年5月11日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 8 号

平成 28 年 5 月 6 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
446	株式会社 パイプマン	豊見城市翁長 846	菊地 伴和	平成 28 年 4 月 13 日
447	株式会社 マルユウエナジー	浦添市城間三丁目 3 番 10 号	當眞 嗣史	平成 28 年 4 月 22 日

那覇市上下水道局告示第 9 号

平 成 2 8 年 5 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

指定（登録）番号	第 390 号
指定工事店名	有限会社東志工業
営業所所在地	豊見城市字豊崎 1 番地の 439
代表者名	東川平 勇人
有効期間	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成33年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 206 号
指定工事店名	沖縄環境企画株式会社
営業所所在地	那覇市字仲井真 107 番地
代表者名	與那城 盛
有効期間	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成32年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 10 号

平 成 2 8 年 5 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 488 号
指定工事店名	株式会社あおぞら産業
営業所所在地	那覇市松島 1 丁目 23 番 11 号
代表者名	比嘉 弘典
有効期間	自 平成 28 年 4 月 19 日 至 平成 33 年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 489 号
指定工事店名	株式会社マルユウエナジー
営業所所在地	浦添市城間 3 丁目 3 番 10 号
代表者名	當眞 嗣史
有効期間	自 平成 28 年 4 月 22 日 至 平成 33 年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 490 号
指定工事店名	カミヤ商会
営業所所在地	豊見城市字平良 240 番地 140
代表者名	神谷 榮信
有効期間	自 平成28年5月 9 日 至 平成33年 3 月31日

正 誤

○那覇市公報第1660号の正誤

2016（平成28）年 1 月15日付け那覇市公報第1660号に登載された那覇市規則第45号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1628	上から10行目 から11行目	那覇市条例第 53 号	那覇市条例第 52 号